

松江市内で転居された方へ

(問い合わせ先) 松江市役所市民課届出係 TEL0852-55-5253

●主な手続きとして次のようなものがあります。

項目	松江市での手続き・担当課	手続きの窓口	必要なもの
国民健康保険 加入者	資格確認書の住所変更の手続きをしてください。 保険年金課 TEL 5 5 - 5 2 6 3	⑨ 保険年金課	・資格確認書 ・本人及び世帯主の個人番号 (マイナンバー)が確認できるもの
後期高齢者医療 の被保険者	資格確認書の住所変更の手続きをしてください。 保険年金課 TEL 5 5 - 5 3 2 5	⑦ 保険年金課	・資格確認書
公園墓地 南北霊苑を ご使用の方	詳しくは、窓口へお尋ねください。 市民課 TEL 5 5 - 5 2 5 2	⑥ 市民課	
市立の小・中・ 義務教育学校へ 通学している 児童・生徒	○転居先の校区が在籍校と異なる場合 →学校教育課(新庁舎2階北エリア③番 窓口)で手続きしてください。 ○転居先の校区が在籍校と同じ場合 →特に手続きは必要ありません。 学校教育課 TEL 5 5 - 5 4 1 6	教育委員会 学校教育課	※校区外通学を希望される場 合は手続きが必要です。(詳し くは窓口へお尋ねください。)
児童手当	お子様と別居するなど、養育関係に変更 があった時は手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6	⑪ 子育て 給付課	※詳しくは、窓口へお尋ねく ださい。
子ども医療	住所変更の手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		・子ども医療費受給資格証
未熟児 養育医療	窓口で手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		
小児慢性特定疾病 医療受給者証 をお持ちの方	窓口で手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		・医療受給者証
福祉医療 (ひとり親)	住所変更の手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 3 5		・福祉医療費医療証(資格証) ・賃貸契約書の写し (賃貸物件に転居された場合)
児童扶養手当 の受給資格者	住所変更の手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 3 5		・手当証書(お持ちの方のみ) ・賃貸契約書の写し (賃貸物件に転居された場合)
母子父子寡婦 福祉資金貸付金	住所変更の手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 9 4 2		

	項目	松江市での手続き・担当課	手続きの窓口	必要なもの
	保育所・幼稚園等に在籍の児童	保育所幼稚園課にご連絡ください。 保育所幼稚園課 TEL 5 5 - 5 3 1 2	⑫ 保育所幼稚園課	
	介護保険被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。 介護保険課 TEL 5 5 - 5 9 3 0	⑭ 介護保険課	・ 介護保険被保険者証
	障がい者手帳をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5	⑮ 障がい者福祉課	・ 身体障がい者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障がい者保健福祉手帳 ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
	特別障がい者手当 障がい児福祉手当 特別児童扶養手当の受給者	住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5		
	障がい福祉サービス及び松江市地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 0 5 4		・ 障がい福祉サービス受給者証 ・ 松江市地域生活支援事業受給者証 ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5		・ 自立支援医療受給者証 ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
	福祉医療（重度障がい）	住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5		・ 福祉医療費医療証（資格証）
	緊急消防ファクシミリ（聴覚障がい者用）をお使いの方	住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 FAX 5 5 - 5 3 0 9		
	松江市に固定資産をお持ちの方	3月、4月、5月に転居される場合、納税通知書等を転居前の住所にお送りすることがありますので、固定資産税課までお越しください。 ⑳ 固定資産税課 TEL 5 5 - 5 6 4 6		
	上下水道について	市内で転居される方は、引っ越しされる5日前までに上下水道局お客さまセンターまでご連絡ください。また、転居先が決まりましたら上下水道局お客さまセンターまでご連絡ください。 お客さまセンター TEL 5 5 - 4 8 8 8（代表） HP「松江市上下水道局 各種手続き」で検索 宍道町から転居される方、又は宍道町に転居される方は、斐川宍道水道企業団までご連絡ください。 斐川宍道水道企業団 TEL(0 8 5 3)7 2 - 8 2 1 5 HP「斐川宍道水道企業団 各種届出」で検索		

	項目	松江市での手続き・担当課
	ガス について	転居前と転居先のガス供給元(会社)をそれぞれご確認のうえ、そちらへご連絡ください。 転居前の供給元が松江市ガス局の場合、転居される 5 日前までに「ガスご使用量のお知らせ」に記載されている 10 桁のお客様番号をお知らせください。また、転居先の供給元が松江市ガス局の場合も、郵便受けなどに入っている「停止中のお知らせ」またはガスメーターについている「ガス閉栓中」の札に記載されている 13 桁の料金番号をお知らせください。 松江市ガス事業は令和 8 年 4 月 1 日に松江エナジープラス(株)に事業譲渡されます。 連絡先は下記のとおりです。 令和 8 年 3 月 3 1 日までは松江市ガス局 } TEL 2 1 - 0 0 1 1 (代表) 令和 8 年 4 月 1 日以降は松江エナジープラス(株) }
	町内会等加入 について	町内会・自治会の加入について手続きができます。 加入申込書の ⇒ ダウンロードはこちら ㊦ 市民生活相談課 TEL 5 5 - 5 1 6 9 

R8.1 改定